2020 秋 62号

あさがお通信

目　次

P1.成年後見制度利用促進
P2.後見活動日記
P3.研修会報告
P4.報告・お知らせ

大津市の取り組みをテーマに成年後見制度利用促進情報交換会

昨年度に続き、9 月 1 日（火）、滋賀県・滋賀県高齢者権利擁護支援センター（あさがお）主催で「成年後見制度利用促進に係る圏域における情報交換会」を開催しました。今回は大津市（大津圏域）の取り組みをテーマに、大津家庭裁判所、弁護士（弁護士会）、司法書士（リーガルサポート滋賀支部）、社会福祉士（ぱあとなあ滋賀）、大津市（福祉政策課、長寿政策課、生活福祉課）に参加いただき、情報報告や意見交換を行いました。

まず、大津家庭裁判所から滋賀県内での成年後見制度利用状況について説明がありました。現在、大津市民の成年後見制度利用は約 800 件で、その内約 200 件が親族の人が後見人、残り約 600 件が第三者が後見人となっておられました。また約 800 件のうち、成年後見制度利用者本人の年齢が 80 歳以上の人が約 400 人で 50%を占めていました。他の市町に比べ、第三者が後見人になっている割合が非常に高く、高齢者の利用の割合が高いことが大津市の特徴でした。

続いて、大津市から成年後見制度利用促進に関する取り組み報告がありました。大津市は令和 3 年度に策定する地域福祉計画に、成年後見制度の利用促進に関する項目を盛り込むことを検討しているとの報告がありました。また、今年度中に介護サービス事業所関係、専門職後見人等を対象に成年後見制度に関する現状把握調査を行うことも予定しているとの報告もありました。

大津市の成年後見制度利用促進に関する工程表

	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
利用促進計画	事前調査	計画策定	計画施行
中核機関整備	―	段階的整備①	段階的整備②

その後、参加者による意見交換が行われ、利用促進について大津で早急に検討を始めること、後見人等をサポートする仕組みの必要性、報酬助成制度の課題解決などの意見が出ました。

2016（平成 28）年に「成年後見制度の利用の促進に関する法律」が施行され 4 年余りが経ちます。県内では既に、利用促進に関する市町計画の策定準備や利用促進の拠点となる機関（中核機関）整備に向けた議論が始まっています。

大津市では漸く市町計画に向けた準備が始まったばかりです。十分な時間はありませんが、拙速に事を運ぶことなく、必要な人が安心、納得して利用できる成年後見制度となるよう権利擁護団体として関わっていきます。

後見活動日記

後見活動員　藤 達也

私があさがおで後見活動員として週 2･3 回働くようになり 1 年半が経過しました。

私には家庭裁判所で成年後見人等の選任や監督に関わる仕事をした経験がありますし、また親族後見人として補助人の経験もありますので、成年後見人等の活動について全く何も知らない訳ではありませんでした。それでもあさがおでは予想外の経験が少なからずあります。

あさがおでは、金融機関や保険会社との取引や一部の官公署の手続きは事務担当者が主に担当しているので後見活動員はそれらの事務は担っていません。それでも医療保険制度関係での市役所の保険年金課、障害福祉サービス関係での障害福祉課、生活保護関係での生活福祉課等に対する申請・報告等が毎月とは言わないまでも頻繁にあります。また、介護保険サービス事業者や介護支援専門員、障害福祉サービス事業者や相談支援専門員との連絡や書類のやり取りも恒常的に必要となります。また、担当するご本人が入院されたりすると、期間限定ではありますが医療機関とも連絡や書類のやり取りが必要になります。

後見人の職務は財産管理と身上監護（保護）と言われていますが、身上監護の具体的活動としてのご本人の生活支援のためには、こうした社会保障制度関係の行政機関や事業者への手続きが多岐に及ぶことを実感しました。また、ご本人の望ましい生活構築のために介護・福祉サービスや医療サービスを利用するためには、介護支援専門員、相談支援専門員、医療ソーシャルワーカー等と連携を取り問題意識を共有し、共働していく必要があることを学びました。

「後見人の職務は法律行為であり事実行為は含まれない。」と読み聞きしていましたが、現場に立つともろもろの事情によりサービス利用が難しく、ご本人のための買い物・病院受診や美容院利用のための移動・同行支援を担わざるを得ない場面もあり、後見人の職務範囲の線引きの難しさを感じました。

ご本人とは、その方の課題を念頭におき、状況に応じて月 1･2 回くらい面会等により見守りと働きかけを行っています。ご本人は、後見活動員を頼りにされ関係形成が比較的容易な方ばかりではなく、説明が不安を喚起させてしまう認知症のある方や、報酬支払の負担感から成年後見制度利用への迷いを引きずる方、後見活動員を含めた支援者に対して不信感を持ちがちな方などがおられます。そのような場合には、あさがお内で同僚に意見を求めたり、ご本人の権利擁護を基本として工夫と解決を模索したりしながら関わりを続けています。

報告

大津市障害者虐待防止センター

障害者虐待防止学習会の開催

10 月 13 日（火）、27 日（火）の両日、大津市・大津市障害者虐待防止センター主催で、放課後等デイサービス事業所を対象に、障害者虐待防止に関する学習会（於：明日都浜大津）を開催しました。今回は、新型コロナウイルスの影響もあり、1 つの会場での参加人数を普段の半分以下にして開催しました。

講師には、彩社会福祉事務所の坂本彩さん、生活支援センター（やまびこ）作業療法士の加納雪絵さん、心理職の重富紗季さんにお越しいただき、「発達に合わせた支援」について講演していただきました。ご本人の発達段階や運動発達、障害名、どんな教育を受けてきたか等を理解しないまま、画一的な支援を行うことが不適切な支援につながり、それが積み重なって虐待になることを分かりやすく説明してくださいました。

講演後にはグループワークを行いました。日頃交流することが少ない他事業所の職員と、支援について話し合う機会が持てて大変有意義な研修になったと思われます。

今後もこのような学習会の開催を通じて、障害者虐待の未然防止にも努めていきます。

滋賀県高齢者権利擁護支援センター

滋賀県高齢者虐待問題研修会の開催

10 月 15 日（月）、小川司法書士・社会福祉士事務所の小川学さんにお越しいただき、令和 2 年度滋賀県高齢者虐待問題研修会を開催しました。

これまで、高齢者虐待対応の担い手である県内市町職員と地域包括支援センター職員を対象に、2 日間にわたって開催してきましたが、今年度は新型コロナウイルス感染症の感染拡大と感染予防の観点から、各市町から 1～2 名に限定し、日程も 1 日に縮小して開催しました。

小川さんからは高齢者虐待防止法の市町の責務、対応の流れ、役割の確認等を講義していただきました。また、今回は事前に、各市町に対して日頃虐待対応で疑問に思っていることや悩んでいること等についてアンケートし、小川さんには疑問や悩み一つ一つに、丁寧に回答していただき、受講者に好評でした。

虐待対応は、型にはまった対応とは行かず、各ケースによって対応も異なります。高齢者虐待対応を担っている職員それぞれが、日々悩みながら、取り組まれています。あさがおとしては高齢者の権利侵害をなくしていくためには必要な研修だと思いますので、今後も継続していきたいと考えています。

お知らせ

成年後見事務チェックシート作成中

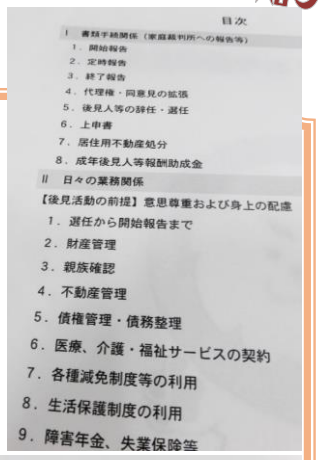

あさがおでは現在、後見活動で事務的なミスや漏れを未然に防ぐため、『成年後見事務チェックシート』なるものを作成中です。具体的には「選任から開始報告まで」「財産管理」「親族確認」「不動産管理」「債権管理・債務整理」「医療、介護・福祉サービスの契約」「生活保護制度の利用」「障害年金、失業保険等」「入院」「退院」「入所」「退所」「転居」等々のテーマごとにチェックする項目を作ります。

チェック項目は週１回、職員が集まり考えていますが、様々な意見が出、時間がかかります。その分、完成した時の喜びはひとしおだと思います。

このチェックシートを完成させ、多くの成年後見人等に利用していただき、ミスや漏れの未然防止、さらには成年後見の質の担保につながればと思います。また、完成した時、報告します。

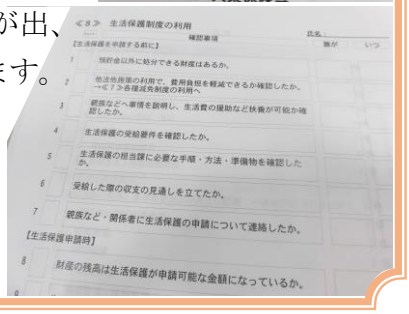

医療福祉・在宅看取りの地域創造会議で登壇

報告

今年で活動 10 年目を迎えた医療福祉・在宅看取りの地域創造会議主催の研修会が、8 月 30 日（日）、Web 配信を中心に開催され、会場・Web 合わせて 82 名の方が参加されました。

今回の研修会は**「ＱＯＤ（死の質）を実現する意思決定支援とは」**というテーマで、スピリチュアルなケア、在宅医療提供の立場、そして成年後見等の権利擁護の立場からそれぞれの取り組みについて話がありました。あさがおは、後見人等の終末期での関わりの現状や、多職種での連携や支援チームを編成し本人の意思決定支援のための環境整備が大切であることをお伝えしました。

当日の参加者には、まだまだ後見人等の役割や権限等についてご存知ない方もおられ、成年後見制度の啓発が必要だと痛感しました。

※医療福祉・在宅看取りの地域創造会議

滋賀県内の医療福祉サービスの関係者や住民、市町・県の行政関係者が参画し、平成 23 年に設立された団体（現在、会員数個人会員 387 名、賛助団体 88 団体）。誰もが地域で自分らしく暮らし続け、老いを迎え、平穏に死を迎えられるよう、お互いに顔の見える関係をつくりながら、地域の支え合いの中で、社会的に支援を必要とする人たちを包み込む「滋賀モデル」を推進することを目的に活動されています。

●寄付のお願い。●

寄付でご支援頂ける方、よろしくお願い申し上げます。

≪振込先≫

【ゆうちょ銀行】14610-16725551

【滋賀銀行】本店営業部 普通 524265

〔口座名義〕特定非営利活動法人あさがお 理事長 尾崎史

●会員募集。●

私たちの活動に、賛同・支援頂ける個人・法人の正会員、賛助会員を募集しています。

【正会員】 個人：年会費 5,000 円 入会金 1,000 円
団体：年会費 50,000 円 入会金 10,000 円

【賛助会員】 個人：年会費 1 口：3,000 円
団体：年会費 3 口：9,000 円以上

第 62 号 発行 2020 年 11 月 16 日 認定特定非営利活動法人あさがお 滋賀県大津市浜大津 3 丁目 2-4
電話：077-522-0799 FAX：077-522-0845 HP：https://npo-asagao.com/ Mail：asagao.npo@image.ocn.ne.jp